

# 組合ニュース

発行：2017年3月30日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

## 産前休暇8週の取扱いについて 団体交渉報告

昨年11月に行われた団体交渉において、法人より「平成29年4月1日から、産前休暇6週を8週とする」という回答があり、組合ニュース等でもすでに皆さまへお知らせしたところです。ところが、実施日間近の3月9日になって、法人より産前休暇に関して団体交渉の申し入れがあり、3月28日および29日に交渉を実施しました。交渉内容は以下のとおりです。

### ■産前休暇8週の取扱いについて

28日冒頭、法人より「産前休暇を8週に延長するにあたり、環境の整っていない部局があるため、規定改正のみを平成29年4月1日に行い、その実施日については学長が定める日としたい」という申し出と謝罪がありました。

組合からは、合意したことを一方的に変更するのではなく、本交渉で議論すべきであること、法人の責任として導入可能な部局から予定どおり実施すべきであることを訴えました。さらに、環境が整っていないとされる部局への不均衡に対する理解を働きかけること、また、救済措置等の検討を早急に行うよう求めました。

その結果、翌日の29日の団体交渉で、法人から実施日については「8週間の産前休暇につい

ては、学長が定める日」とすることと「救済措置」についての提案がありました。

組合は、4月中に「実施日に関するこ



「救済措置」についての交渉を行うこと、ならびに「今回の経緯と謝罪を構成員にイントラで知らせること」を条件に了承しました。

産前8週は組合も長年要求し続けてきた事項であり、早期に実施ができるよう、また、教職員のみなさまが安心して出産や育児にのぞめるよう、交渉を続けていきたいと思います。

### ◆光熱水費の支払いについて

予てより法人から要請のあった、組合事務所の光熱水費の支払いについて、これまで法人と団体交渉や事務折衝を重ねてきました。その結果、電気、ガス、水道料金の使用料のみ組合が負担し、基本料については法人が負担することで合意し、3月21日付で「労使関係の基本事項に関する協約」（裏面掲載）を締結したことをお知らせいたします。

### ◆「有期雇用職員の無期転換」および「非常勤職員への賞与支給」に関する申し入れの回答

2月3日に法人に申し入れた「有期雇用職員の無期転換」および「非常勤職員への賞与支給」に関する申し入れの回答がありました。

非常勤職員に対し、恒常化しているにもかかわらず「非常勤の有期労働契約職員は、臨時的或いは補助的業務に任期を付して雇用する職員と位置付ける」としている点や、賞与支給についても「常勤職員と職務内容が同一となっていない」など、非常勤職員の待遇改善に後ろ向きと捉えられる内容となっています。

今後も「有期雇用職員の無期転換」および「非常勤職員への賞与支給」について法人と粘り強く交渉していきます。

## 労使関係の基本事項に関する協約

国立大学法人大分大学（以下「大学」という。）と大分大学教職員組合（以下「組合」という。）は、労使関係の基本事項に関し、次のとおり協約を締結する。

### （労使関係）

第1条 大学と組合は、労働組合法及び労基法の精神に基づき、労使対等の原則により、交渉・協議を通じて労働条件、労使関係に關わる諸問題を話し合い、適切な労働条件を構築するため努力する。

### （組合活動の保障）

第2条 大学は、組合員の正当な組合活動を保障し、組合員が組合活動をしたことを理由に、労働条件その他について不利益な取扱いをしない。

### （団体交渉）

第3条 大学は、組合と誠実に団体交渉を行う。

- 2 大学は、組合から団体交渉の申入れがあったときは、誠意をもって速やかにこれに応じる。
- 3 団体交渉を勤務時間中に行う場合には、職務専念義務免除若しくは休暇として処理する。
- 4 団体交渉の交渉委員については、権限のある者の中から両当事者が選任し、予め相手方に通知する。

### （組合事務所等の貸与）

第4条 大学は、組合事務所については無償でこれを貸与する。

- 2 大学は、組合掲示板については無償でこれを貸与する。

### （費用負担）

第5条 大学は、組合事務所の電気、ガス及び水道の光熱水費並びに電話等の通信費のうち、基本料金を負担する。

- 2 組合は、組合事務所の電気、ガス及び水道の光熱水費並びに電話等の通信費のうち、使用量に応じた料金を負担する。

### （組合員の労働条件変更）

第6条 大学は、組合員の労働条件の変更に当たっては、事前に組合に通知し、労働条件の不利益変更については事前に組合と協議する。

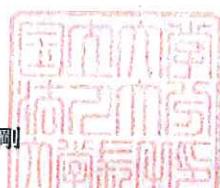
### （有効期限）

第7条 この協約の有効期限は、平成29年3月21日から平成30年3月31日までの期間とする。但し、有効期限3月前までに大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、更に1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。なお、平成24年3月29日付け「労使関係の基本事項に関する協約」は、平成29年3月20日限りで廃止します。

平成29年3月21日

国立大学法人大分大学

学長 北野正剛



大分大学教職員組合

執行委員長 芝原雅彦

